

学位論文要旨

「バングラデシュの障害女性の複合的困難—ケイパビリティ・アプローチによる分析—」

金澤(今西)真実

(経済学研究科比較経済・地域開発専攻)

1. 論文の目的

本研究の目的は、バングラデシュを事例として、女性であり障害者であるという特性をもつ障害女性をケイパビリティ・アプローチによって多次元でとらえ、障害女性の複合的な困難の現状を全国規模の調査から定量的に明らかにすること、地域の障害女性当事者グループ (Self Help Group : SHG) に参加する障害女性のマイクロファイナンス (Microfinance : MF) 利用につながる地域の女性開発グループ (非障害女性主体) への参加の有無とその理由を定性的に明らかにすること。そして、ケイパビリティの視点から、障害女性が女性開発グループに参加することが少ない理由を検討し、障害女性が女性開発グループへの参加を選択するために不足する要因を資源の面から分析すること。これらの分析から、障害女性たちの複合的困難とはなにかを考察し、彼女たちに不足する資源を社会的に保障し、障害女性の社会的包摂が行われるために必要な政策的な取り組みを提言することである。

本研究では、彼女たちが日々経験する困難は非障害女性の困難とも障害男性の困難とも異なる、障害女性としてのものと理解すべきであるという視点に立つ。また、障害女性に対する深刻な複合的困難は、これまで教育や所得の格差問題、また障害や女性への差別問題と理解されてきたが、障害女性に対する福祉的自由の制約ととらえなおす。福祉的自由とは、生存のために必要な物資を手に入れる能力ということにとどまらず、個々人が社会で多様な生を展開していくために必要不可欠な基礎的能力を指す。福祉的自由への権利という視点によって、障害女性の困難は人権問題であることが明確になり、障害女性の福祉的自由への権利を保障するという視点が、女性と障害の間に埋没し不可視化されてきた彼女たちの困難を改善し、障害者権利条約や SDGs (Sustainable Development Goals) が求めている障害者 (障害女性) を社会へ包摂する鍵となる。

2. 論文の構成

本論文の構成は次のとおりである。

序 論 問題の所在と研究目的

第1章 分析の枠組み

第2章 バングラデシュ

第3章 Household Income Expenditure Survey (HIES) 2016 による定量的分析

第4章 フィールド調査による定性的分析

第5章 ケイパビリティ分析

結 論 ケイパビリティ・アプローチによるバングラデシュの障害女性の複合的困難

3. 各章の要旨

序論では、長い間不可視化されてきた障害女性と彼女たちの困難な生に国際社会が注目するようになった背景に加え、研究の目的と方法、意義、本研究の構成を示す。

障害は、個人的な出来事であり日々の経験でありながら、その影響は社会によってもたらされる点で、また戦争などの暴力の犠牲者として生み出される点で、社会的なものである。しかし、障害は、長い間、個人の身体や精神におこる医学的な機能の不全ととらえられ、個人の身の上で起こる不幸だと考えられてきた。20世紀初めまで、障害者は家庭内に閉じ込められるか、病院や隔離施設などに収容されることが常であった。1970年代になり障害は、医療や福祉の問題ではなく権利の問題であるとの認識が国際社会に広がり、2006年に国連で21世紀初の人権条約である障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD）が採択された。CRPDが述べる障害者の権利とは、障害者のための特別な権利ではなく普遍的に人類に認められる基本的人権を意味している。CRPDは、障害女性にとっても大きな意義のある条約となった。これまで女性と障害者の間で埋没し、不可視化されてきた障害女性に特別な配慮を示したからである。CRPDでは、障害女性の複合的な困難の存在が明記され、障害女性の権利を独立した条文で示し、男女間の平等が関連する各条文に盛り込まれた。障害者の権利と障害女性の複合的な困難を明確に示したCRPDは、国際開発にも影響を与え、「誰一人取り残さない（No one left behind）」をスローガンとしたSDGsで障害者の貧困は重要なサブテーマの一つとなった。

研究の目的は、本要旨冒頭に記したとおりである。研究の方法は、定量的分析には、バングラデシュ政府によって全国規模で実施され、バングラデシュの貧困指標や国家5か年計画のモニタリングなどの情報を提供する信頼性の高いHousehold Income Expenditure Survey (HIES) の最新調査であるHIES 2016のミクロデータを用いる。定性的分析では、MFに注目して、障害女性SHGに参加する女性が、MF利用につながる地域の非障害女性主体のグループ（NGOによって組織された典型的なMF実施グループ）に参加することが少ない理由を①地域の障害女性SHGに参加している障害女性、②地域の女性開発グループのリーダー（非障害女性）、③地域のNGOスタッフの視点から明らかにする。続いて、ケイパビリティの視点を用いて、すでに障害女性SHGに参加するというケイパビリティを実現している障害女性が、なぜ非障害女性主体の女性開発グループに参加することを選択しないのか（あるいは、選択できないのか）を明らかにするため、障害女性が女性開発グループに参加するために不足する要因を障害女性の利用できる資源の面から特定する。最後に、障害女性の複合的な困難とはなにかを考察し、彼女たちの社会的包摂に向けての提言をおこなう。

本研究の意義は、次の3つにまとめられる。第1に、開発途上国（バングラデシュ）の障害女性の生活実態を全国規模の定量的データを利用して多次元に分析するという点、第2に、ケイパビリティ・アプローチ研究の発展に寄与し、将来的にバングラデシュの障害女性のケイパビリティ・リスト作成につながる基礎的な情報を提供することにつながる点、第3に、障害女性個人の困難の解決や権利の保障にとどまらず、CRPD や SDGs によって求められている世界的な課題の解決に貢献する可能性を秘めている点である。特に、第1と第2の

点に関しては先行研究が乏しく、本研究の寄与するところは大きいと考える。

第1章では、分析の枠組みを述べる。まず、障害女性をとらえる視点として、障害女性は障害と女性という二重の地位を持つがゆえに女性運動からも障害者運動からも不可視化されてきたこと、障害者も女性もそれ自体が被差別集団であり、被差別集団の中のマイノリティとして障害女性への差別が埋没してきたこと、障害者差別と女性差別は異なるものでどちらか一方だけの解決を図っても障害女性の困難の解決にならないことを指摘し、障害者でもなく女性でもない障害女性としての視点が必要であることを述べる。さらに、障害女性自身も様々な属性をもち多様な存在であることから、人間の多様性に着目するケイパビリティ・アプローチによって障害女性の不利性を評価する必要性を述べる。続いて、障害を理解する際の基本モデルとして、伝統的な障害理解で障害を個人に帰する医学(個人)モデルと、CRPDの基本理念に取り入れられた障害を社会環境に帰する社会モデルを紹介し、障害を基礎的なケイパビリティのはく奪と捉えるケイパビリティ・アプローチによる障害理解を述べる。ケイパビリティ・アプローチによる障害理解は、医学モデルと社会モデルの視点を同時にもつことができるだけでなく、障害種別や程度、社会文化的背景の異なる障害者の多様性を包括的にとらえ、障害女性を障害者と女性に分けることなく障害女性として全人的にとらえることができることを述べる。

第2章では、バングラデシュの概要、障害者統計および障害者を取り巻く状況について述べる。バングラデシュの障害女性の困難を理解する上で特に重要なのは、バングラデシュがイスラム教を国教とし、国民の大半がムスリム(イスラム教徒)だという点である。イスラム教に由来する社会文化的規範、特に女性に対する様々な日常生活への制約は障害女性にも影響を与えている。また、バングラデシュの気候風土、特に雨季があり洪水によって毎年のように家屋が水没することは、障害者(障害女性)の日常生活に大きな影響を与えている。

障害者統計については、長年、全国的な障害者調査は実施されてこなかったが、2007年にバングラデシュがCRPDを批准して以降、公式な統計に障害項目が含まれるようになった。現在、バングラデシュの障害者数や全国民に対する障害者の割合は、国勢調査、本研究で用いるHIES、社会福祉省が管轄する障害情報システム(Disability Information System)への登録者数から把握される。ただし、それぞれの調査で障害に関する定義が異なり、全国民に対する障害者の割合は、1.4%(国勢調査・障害者情報システム)~6.9%(HIES 2016)と幅がある。

障害女性を取り巻く状況では、バングラデシュの障害者に関する法制度や施策と女性開発政策および、MFについて述べる。バングラデシュでは、現政権の積極的な障害者への取り組みにより、CRPDの理念を実施、促進するために障害者法の改正が2013年に行われた。「国家5か年計画」には、障害課題の主流化が盛り込まれており、女性開発についての指針である「国家女性開発政策」にも障害女性を取り上げられ、障害者や障害女性への様々な政策の実施について述べられている。しかし、このような政策の草の根レベルでの実現には課題が多く、これらはNGOによって国連障害者権利条約委員会に報告されている。バングラ

デシユの MF は、貧困層の人々にとってローンや貯金などといった金融サービスを越えて、経済的、人的、政治的、社会的機会を拡大する役割を果たしている。しかし、先行研究では、非障害女性と比べて障害女性の MF 利用は少なく、障害女性に関して非障害女性と平等なアクセスの必要性が指摘されている。

バングラデシユの障害女性に関する先行研究は多くはないが、小規模で限定的な定量的調査や定性的調査がみられる。しかし、いずれも障害女性に限定した調査が大半で、非障害女性や障害男性との比較はほとんどおこなわれていない。バングラデシユが CRPD を批准した 2007 年以降には、CRPD の理念に則ってアクセシビリティなど新たな概念が導入された先行研究がみられる。これらの研究からは、障害女性が直面している結婚や雇用、社会のスティグマなど本質的な困難や不利益は、研究初期の 1990 年代からほとんど変化しておらず未だに残り続けていることが分かる。これまでの先行研究には、HIES のような全国的な規模で実施された調査を用いて障害女性の現状を定量的に分析する研究はみあたらない。

第 3 章では、HIES 2016 による定量的分析を行う。まず、HIES 2016 の概要を説明した後、サンプル全体の個人の平均的な特性を示し、次に非障害男性、非障害女性、障害男性、障害女性それぞれの平均的な特性を示す（二変量分析）。さらに、「障害を持っている人はどのような人か」について理解を深めるため、回帰分析を用いて、障害者の特性をより明らかにする（多変量分析）。その後、障害女性の生活のさまざまな側面における困難をより詳細に検討するため、婚姻、教育、社会保障プログラム、稼得状況、MF について、必要に応じて対象年齢を絞り、非障害女性や障害男性との比較を中心に定量的に分析を行う。

分析の結果明らかになったことは、次のとおりである。記述統計から障害女性の平均像は、比較的高齢で、農村に住み、8 割以上の女性が死別や離婚、別居も含めて婚姻経験があること、識字や住居の壁素材などから比較的貧しいこと、女性は男性よりも障害をもつ確率は低い、障害と年齢との相関が高いこと、などである。障害女性の婚姻割合が高いことは先行研究とは異なるが、HIES が定義する障害が生活上の不便を尋ねるものであり、非障害者として生まれ成長し、結婚して人生の大半を過ごしてきた高齢者が目や耳、また移動に不自由な「障害者」に多く含まれているからだと考えられる。

婚姻では、障害は婚姻に負の影響を与えること、障害女性は非障害女性よりも婚姻する確率は低い、それは結婚適齢期に年齢を絞ると顕著である。婚姻適齢期の障害女性は、非障害女性に比べて婚姻している確率が低いだけでなく、すでに離婚、死別、別居をしている割合も非障害女性よりも有意に高いことがわかった。また、先行研究とは異なり、障害女性は、障害男性に比べて婚姻している確率は高いことが明らかになった。

教育では、非障害者との比較では、障害者はより教育へアクセスしていないことが検証された。障害者間のジェンダー格差は、全サンプルを対象とした分析では統計的な有意性は検証されなかったが、15~49 歳にサンプルを限定した場合は統計的な有意性が認められたので、あまり頑健な結果とないえない。初等教育対象期間（6~10 歳）に限定したサンプルの回帰分析でも同様の結果となったが、初等教育対象期間の障害児は、全サンプルを対象として分

析した時よりも、より教育にアクセスする割合が低いことが明らかとなった。これは、今現在就学年齢にある障害児が就学していないことを意味する大きな問題である。

社会保障では、障害があると社会保障には正の影響があり、障害男性や非障害女性と比べて障害女性であることによる負の影響は確認されなかった。障害女性が受給している割合が高い社会保障は、障害者対象のプログラムではなく、一般的な高齢者対象および女性対象プログラムであった。奨学金に関しては、障害者対象の奨学金を受給している割合は、障害女性と比較して障害男性の割合が高かったが、一般の奨学金を受給している障害者の割合は、障害女性が高いことが明らかになった。

稼得では、障害は稼得者であることに負の影響があった。若年層においては、障害女性は障害男性よりも稼得者である確率が高いことがわかった。障害女性の障害による追加的な負の効果は障害男性に比べると限定的である一方、障害男性の場合は、障害による追加的な負の効果が大きいため、結果的に若い障害女性は障害男性よりも稼得者である確率が高くなっている。とはいえ、障害女性の従事している職業は子守やメイドなど雇用の機会は多いもののインフォーマルで低賃金の仕事が多いことも明らかになった。条件が悪くても働かざるを得ない厳しい環境があると思われる。

MFでは、障害は負の影響をあたえる。障害女性は非障害女性に比べるとローンを利用している確率は低い、障害男性と比べるとその確率は高くなる。ただし、年齢を15～49歳に限定して回帰分析をおこなった場合は、統計的な有意性が認められなかったため、この結果はあまり頑健とは言えない。障害女性のローン利用目的は、非障害女性のビジネス目的とは異なり、健康のためのローン利用が最も多かった。一人で複数のMFを利用する割合は、非障害女性が最も高く、障害女性は障害男性よりも複数ローンの利用割合が高かった。障害女性のローン利用額は、マイクロクレジット相当の5万タカ以下のみで、借入額の平均も男性や非障害女性に比べて低いという特徴があった。

これらをまとめ合わせると、障害女性の困難は、非障害女性と比較した時により大きく表出することが明らかになった。ただし、障害女性の困難は、障害者登録に障害女性は登録されにくいなど、バングラデシュの社会文化的な背景からも生み出されており、本研究では、質的な調査から明らかになった事柄と合わせて障害女性の困難を理解する必要があることを指摘する。

第4章では、障害女性の複合的困難とはなにかをさらに探るために、MF利用に必要な地域女性開発グループへの障害女性の参加の有無とその理由について、障害女性 SHG に参加する女性、地域女性開発グループのリーダー女性（非障害女性）、NGO スタッフへアンケートとインタビューによる定性的調査を実施した。調査の結果、この地域では、NGOによって組織された収入創出や生活の向上を目指す MF の利用につながる非障害女性主体の女性開発グループに、障害女性はほとんど参加していないことが明らかになった。

また、このような女性開発グループに参加していない障害女性のうち、半数以上の女性が参加希望はないと回答した。障害女性の女性開発グループに参加していない/しない理由は、

参加希望の有無にかかわらず以下のような理由が多かった。所得が少なく貯金するお金がないこと、ローンを借りても返せないこと、ローンは必要ないことなどである。女性開発グループのリーダーからは、障害女性が自分たちのグループに少ない理由として以下が挙げられた。障害女性は所得がなく貯金ができない、ミーティングに参加できないなどメンバーになる資格条件を満たさないこと、障害女性自身も自分たちのグループに参加することを希望していないことなどである。同様に、NGO スタッフからは、障害女性が女性開発グループに少ないのは、「参加型」開発による地域の人々（女性たち）の選択(自己決定)を尊重した結果であり、「障害インクルーシブ」開発によって障害者を「特別扱い」することはしないが、非障害者と同様、希望があればいつでも参加できることが述べられた。

障害女性の女性開発グループへの参加が少ない理由は、参加側となる障害女性と受入側となる女性開発グループとの回答に重なる部分が多く、NGO スタッフの参加希望があれば参加が可能であるという回答からも、障害女性の女性開発グループへの参加が少ないのは障害女性本人の選好の結果と判断されがちである。しかし、本研究はここで、本人の選好を超えて実現可能性をみるケイパビリティ・アプローチによる分析の必要を再確認する。

第5章では、第4章の調査から改めて、「障害女性 SHG に参加するというケイパビリティを実現している障害女性が、生活の向上に裨益する可能性がある MF の利用につながる女性開発グループに参加しないのはなぜか」という問いを立て、分析をおこなった。その際、障害女性たちの適応的選好の可能性から、参加を希望していないと回答した障害女性も含め、本人が実現しようと思えば、実現することのできる行いや在りようをとらえるケイパビリティ・アプローチによって、以下の2つに分けて分析をおこなった。はじめに、障害女性 SHG に参加することで障害女性の実現したケイパビリティを明らかにした。SHG に参加することで障害女性は、自分で所得を得ること/自分で所得の支出先を決めること、自由に外出すること/人と出会うこと、自分の気持ちや考えを表現すること、地域の社会生活に参加することなどの基礎的なケイパビリティを実現している。続いて、同じ障害女性が女性開発グループへ参加する際に不足するケイパビリティを資源の面から明らかにした。その結果、障害女性が女性開発グループに参加するために不足している資源は、所得、人的資源、時間資源、NGO(の規則や制度)であった。続いて、障害女性の困難として第3章と第4章でおこなった分析を基に、障害女性の資源が少ない理由の背景を考察した。教育は、所得に影響を与えるだけでなく、人的資源の制限にもつながること、婚姻は、NGO メンバーになる条件を提供したり、MF を利用する際に影響したりすること、障害女性の稼得はインフォーマルで低賃金なものが多いことなどが背景にあると考えられた。

結論では、第3章から第5章の要約、障害女性の複合的困難とはなにかについての考察、障害女性の社会的な包摂に向けての提言および、本研究の限界と残された課題について述べる。

本研究をとおして、障害女性の困難として明らかになったことは、定量的な分析からは先

行研究とは異なり障害男性と比較した時には障害女性としての負の影響は大きくなく、むしろ非障害女性と比較した時に、大きく表出するという点である。定性的な分析からは、障害女性本人に障害者と女性という 2 重の束縛が内在化されていること、地域の人々にとっても、自分たちとは異質な存在であった障害女性が障害女性 SHG 参加後に実現したケイパビリティによって、「障害者」から地域の「人」になったあとも、その「人」が自分たちと同じ「女性」であることを認めることとは異なることが明らかになった。

障害女性の置かれている状態は、本質的に異なる障害者と女性という 2 つの存在が一人の人の中に存在することによる、本人の中の 2 重の軛、かつ周囲からの 2 重の差別や偏見に、時には家事労働やレイプといった女性性への搾取という、幾重にも重なる負の連鎖に身動きの取れない状態といえるのではないかと思われる。そして、これが「障害女性の複合的困難」を形作っていると考えられる。

それゆえ、障害女性を障害者としてだけでなく、女性としてだけでもみるべきではなく、障害女性の困難は障害女性としての困難として扱うことが必要である。さらに障害女性は、貧困者であったり、少数民族であったりする。その場合は、上記に加えて、自分の中にも周囲の人々にも、貧困者や少数民族としての軛や差別が加わり、障害女性の困難にさらなる複雑性が加わる。障害者の貧困問題の大きさを考えると、実際には、障害、女性、貧困を一身に抱えている障害女性のほうが圧倒的に多い。しかし、本研究の結論として障害女性の困難を障害者、女性、貧困の 3 要因×本人に内在化された差別と周囲の人がむける差別の 2 方向の差別で合計 6 つの困難が複雑に絡まりあっている、と単純な図式として結論づけることをあえておこなわない。障害女性の抱えている困難の大きさをこのように単純化してよいように思えないからである。

障害女性の社会的包摂による福祉的自由への権利実現に向けての取り組みとして、障害女性の所得向上のための支援、将来の職の選択肢を広げるための教育へのアクセスの実質的な保障、MF 実施団体である NGO が CRPD の重要な理念の一つである合理的配慮への理解を深め、障害女性を実質的に包摂する必要がある。さらに、障害女性が自宅から地域に出ていく決断を支援するために、障害女性の SHG による支援が重要であることから障害女性 SHG が各地で活動できるようにするための支援も求められている。

最後に、本研究の限界と残された課題を述べる。研究の限界として、定性的調査に用いられた障害女性サンプルの特性と、定量的調査によって明らかになった障害女性の全国的な平均像との間に違いがみられる。そのため、本研究で明らかになった障害女性のケイパビリティについて、バングラデシュの障害女性全体に一般化することに慎重でなければならない。また、障害女性の現在のケイパビリティを制限する原因を貧困やジェンダー差別などを含めて検討したが、貧困やジェンダー差別それ自体が障害の原因となっているのではないかという内生性の問題は今後の課題として残された。